

岐阜県風俗案内業の規制に関する条例施行規則

平成 26 年 6 月 20 日公安委員会規則第 6 号
改正 平成 27 年 1 月 16 日公安委員会規則第 2 号
改正 令和元年 6 月 28 日公安委員会規則第 3 号
改正 令和元年 12 月 13 日公安委員会規則第 11 号
改正 令和 3 年 3 月 30 日公安委員会規則第 10 号
(原文縦書き)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、岐阜県風俗案内業の規制に関する条例(平成 26 年岐阜県条例第 40 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(心身の故障により風俗案内業の業務を適正に実施することができない者)

第 2 条の 2 条例第 5 条第 5 号の公安委員会規則で定める者は、精神機能の障害により風俗案内業の業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(風俗案内業の開始の届出)

第 3 条 条例第 6 条第 1 項の規定による届出は、当該風俗案内業を開始しようとする日の 10 日前までに風俗案内業開始届出書(別記第 1 号様式)を提出することにより行わなければならない。

2 前項の届出は、当該届出に係る風俗案内所(同時に 2 以上の風俗案内所について当該届出をする場合にあつては、当該 2 以上の風俗案内所のうちいずれか 1 の風俗案内所)の所在地を管轄する警察署長を経由して行わなければならない。

3 条例第 6 条第 1 項の公安委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

(1) 個人 イからトまでに掲げる書類

イ 風俗案内所の使用について権原を有することを疎明する書類

ロ 風俗案内所の平面図及び周囲の略図

ハ 住民票の写し(住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 7 条第 5 号に掲げる事項(日本国籍を有しない者にあつては、同法第 30 条の 45 に規定する国籍等)が記載されているものに限る。)

ニ 条例第 5 条第 1 号から第 7 号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

ホ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村(特別区を含む。)の長の証明書

ヘ 18 歳以上の未成年者(婚姻により成年に達したものとみなされるものを除く。)で風俗案内業を行うことに関し法定代理人の許可を受けているものにあつては、その法

定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）を記載した書面並びに当該許可を受けていることを証する書面

ト 管理者に係る(イ)及び(ロ)に掲げる書類

(イ) 第1号ハ及びホに掲げる書類

(ロ) 条例第8条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

(2) 法人 イからニまでに掲げる書類

イ 定款及び登記事項証明書

ロ 役員に係る前号ハ及びホに掲げる書類

ハ 役員に係る条例第5条第1号から第6号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

ニ 前号イ、ロ及びトに掲げる書類

4 同時に2以上の風俗案内所について第1項の風俗案内業開始届出書を提出する場合において、前項に規定する書類のうち同一の内容となるものがあるときは、当該同一の内容となる書類については、1部を当該風俗案内業開始届出書のいずれか1通に添付するものとする。

5 条例第6条第1項第5号の公安委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 風俗案内業を開始しようとする年月日

(2) 風俗案内業を行う時間

(3) 風俗案内所の構造及び設備の概要

(4) 条例第13条第9号の規定による表示の方法

(風俗案内業の廃止等の届出)

第4条 条例第6条第2項の規定による廃止又は変更の届出は、当該風俗案内業の廃止又は変更の日から10日以内に、廃止の場合にあっては風俗案内業廃止届出書（別記第2号様式）を、変更の場合にあっては風俗案内業変更届出書（別記第3号様式）を提出することにより行わなければならない。

2 条例第6条第2項の公安委員会規則で定める書類は、前条第3項各号に掲げる書類のうち当該変更に係るものとする。

3 前条第2項及び第4項の規定は、第1項の廃止又は変更の届出について準用する。

(心身の故障により管理者の業務を適正に実施することができない者)

第4条の2 条例第8条第2項第4号の公安委員会規則で定める者は、精神機能の障害により管理者の業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適正に行うことができない者とする。

(管理者の業務)

第5条 条例第8条第3項の公安委員会規則で定めるものは、次のとおりとする。

(1) 従業者名簿及び条例第11条第2項の帳簿並びにこれらの記載又は記録について管理すること。

(2) 当該風俗案内所を利用しようとする青少年を発見した場合において、当該青少年に

風俗案内所から立ち退くべきことを勧告することその他の必要な措置を講ずること。

(3) 当該風俗案内所における業務の実施に関する苦情の処理を行うこと。

(従業者名簿の保存方法等)

第6条 条例第9条の規定による従業者名簿の保存は、従業者が退職した日から起算して3年を経過する日まで、その者に係る従業者名簿を風俗案内所ごとに保存する方法により行わなければならない。この場合において、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。以下同じ。）により従業者名簿を保存するときは、直ちに書面に表示することができるようにしておかなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、風俗案内所が建物の外壁に設置された設備である場合その他従業者名簿の保存に適さない施設又は設備である場合は、当該風俗案内所に係る従業者名簿を風俗案内業者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）に保存しておかなければならない。

3 条例第9条の公安委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 氏名、住所及び生年月日
- (2) 性別
- (3) 従事する業務の内容
- (4) 条例第10条第1項の規定による確認をした年月日
- (5) 採用年月日
- (6) 退職年月日

(従業者の生年月日の確認方法等)

第7条 条例第10条第1項の公安委員会規則で定める方法は、風俗案内業に係る業務に従事させようとする者から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類の提示を受けて確認する方法とする。

(1) 日本国籍を有する者 イからハまでのいずれかの書類

イ 住民票記載事項証明書（住民基本台帳法第7条第2号に掲げる事項が記載されているものに限る。）

ロ 旅券法（昭和26年法律第267号）第2条第2号に規定する一般旅券

ハ イ及びロに掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該者の生年月日の記載のあるもの

(2) 日本国籍を有しない者 イからホまでのいずれかの書類

イ 前号イに掲げる書類

ロ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下この号において「入管法」という。）第2条第5号に規定する旅券

ハ 入管法第19条の3の在留カード

ニ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項の特別永住者証明書

ホ イからニまでに掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該者の生年月日の記載のあるもの

2 条例第 10 条第 2 項の規定による記録の保存は、従業者が退職した日から起算して 3 年を経過する日まで、次の各号のいずれかの方法により行わなければならない。

(1) 条例第 10 条第 1 項の規定による確認に用いた書類の写しを従業者名簿に添付して保存する方法

(2) 前号の書類の写しを電磁的方法により従業者名簿と併せて記録し、直ちに書面に表示することができるようにして保存する方法

(風俗案内時の確認に係る帳簿の作成方法等)

第 8 条 条例第 11 条第 2 項の規定による帳簿の作成は、次の各号のいずれかの方法により行わなければならない。

(1) 条例第 11 条第 2 項に規定する事項を記載することができる様式の書類に記載する方法

(2) 条例第 11 条第 2 項に規定する事項を電磁的方法により記録する方法

2 条例第 11 条第 2 項の規定による帳簿の保存は、同条第 1 項の規定による確認の対象となる接待風俗営業に係る風俗案内を行わなくなった日から起算して 3 年を経過する日まで、当該風俗案内に係る帳簿を風俗案内所ごとに保存する方法により行わなければならない。この場合において、電磁的方法により帳簿を保存するときは、直ちに書面に表示することができるようにしておかななければならない。

3 第 6 条第 2 項の規定は、前項の帳簿の保存について準用する。

4 条例第 11 条第 2 項の公安委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 当該確認をした年月日

(2) 当該確認をした接待風俗営業を営む者の氏名（法人にあっては、その名称）

(3) 当該確認を担当した従業者の氏名

(4) 当該確認をした接待風俗営業の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 5 条第 2 項の許可証の番号、同法第 7 条第 1 項、第 7 条の 2 第 1 項若しくは第 7 条の 3 第 1 項の承認に係る公安委員会が交付した書面の番号又は同法第 10 条の 2 第 3 項の認定証の番号

(5) 当該確認をした接待風俗営業に係る風俗案内を開始した年月日及びその風俗案内を終了した年月日

(音の測定方法)

第 9 条 条例第 13 条第 2 号の公安委員会規則で定める方法は、風俗案内所の境界線の外側で測定可能な直近の位置について、計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行う日本工業規格 Z 8731 に定める騒音レベルの測定方法とする。この場合において、聴感覚補正回路は A 特性を、動特性は速い動特性を用いることとし、騒音レベルは、5 秒以内の一定時間間隔及び 50 個以上の測定値の 5 パーセント時間率騒音レベルとする。

(風俗案内所である旨の掲示方法等)

第 10 条 条例第 13 条第 8 号の規定による掲示は、別記第 4 号様式により行うものとする。

2 条例第 13 条第 9 号の規定による表示は、同号の規定により表示すべき事項に係る文言

を表示した書面その他の物を掲げることにより行うものとする。

(身分証明書)

第11条 条例第16条第3項の証明書は、警察官にあつては警察手帳とし、警察官以外の警察職員にあつては別記第5号様式による身分証明書とする。

(聴聞の公示)

第12条 条例第17条第2項の規定による聴聞の期日及び場所の公示は、岐阜県公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に風俗案内業を行っている場合における当該風俗案内業に係る第3条第1項の規定の適用については、同項中「当該風俗案内業を開始しようとする日の10日前」とあるのは、「平成26年10月31日」とする。

附 則 (平成27年1月16日公安委員会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年6月28日公安委員会規則第3号)

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則 (令和元年12月13日公安委員会規則第11号)

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日公安委員会規則第10号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第3条関係）

その1	※ 受 理 年月日		※ 受 理 番 号	
風 俗 案 内 業 開 始 届 出 書				
年 月 日				
岐阜県公安委員会 様				
届出者 住所 氏名 〔法人にあっては、名称及び所在地〕				
岐阜県風俗案内業の規制に関する条例第6条第1項の規定により届け出ます。				
ふ り が な				
氏 名 及 び 生 年 月 日 〔法人にあっては、その名称 及び代表者の氏名〕	生年月日	年	月	日生
住 所 〔法人にあっては、主たる事 務所の所在地〕	電話番号	()		
風 俗 案 内 所	ふ り が な			
	名 称			
	所 在 地	電話番号	()	
管 理 者	ふ り が な			
	氏 名 及 び 生 年 月 日	生年月日	年	月 日生
	住 所	電話番号	()	

その2 (届出者が法人である場合)

法人	ふりがな	
	氏名 及び生年月日	生年月日 年 月 日生
	住所	電話番号 ()
	ふりがな	
	氏名 及び生年月日	生年月日 年 月 日生
	住所	電話番号 ()
	ふりがな	
	氏名 及び生年月日	生年月日 年 月 日生
	住所	電話番号 ()
	ふりがな	
	氏名 及び生年月日	生年月日 年 月 日生
	住所	電話番号 ()
役員	ふりがな	
	氏名 及び生年月日	生年月日 年 月 日生
	住所	電話番号 ()
	ふりがな	
	氏名 及び生年月日	生年月日 年 月 日生
	住所	電話番号 ()
	ふりがな	
	氏名 及び生年月日	生年月日 年 月 日生
	住所	電話番号 ()
	ふりがな	
	氏名 及び生年月日	生年月日 年 月 日生
	住所	電話番号 ()

その3 (条例第6条第1項第5号に掲げる事項)			
風俗案内業を開始しようとする年月日		年 月 日	
風俗案内業を行う時間		時 分 から 時 分まで	
構造 又は 設備 概要	建物の構造		
	建物内の風俗案内所の位置	床面積	m ²
	音響設備		
青少年が利用してはならない旨を表示する方法			
※ 同時申請の有無		① 有 ② 無	※ 受理警察署長

- 備考 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 届出者が法人でない場合は、「その2」の添付を要しない。
- 3 「建物の構造」欄には、鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造等の種別及び階数（地階を含む。）を記載すること。
- 4 「建物内の風俗案内所の位置」欄には、当該風俗案内所が位置する階及び当該階の全部又は一部の使用の別を記載すること。
- 5 「床面積」欄には、風俗案内所の形態に応じて、当該風俗案内業の用に供する部分の面積を記載すること。
- 6 音響設備の概要は、風俗案内所の平面図に記載することをもって代えることができる。
- 7 所定の欄に記載できない場合は、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 8 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第2号様式（第4条関係）

		※ 受 理 年月日		※ 受 理 番 号	
風 俗 案 内 業 廃 止 届 出 書					
年 月 日					
岐阜県公安委員会 様					
届出者 住所 氏名 〔法人にあつては、その名称及び所在地〕					
岐阜県風俗案内業の規制に関する条例第6条第2項の規定により届け出ます。					
ふ り が な					
氏 名 及 び 生 年 月 日 〔法人にあつては、その名称 及び代表者の氏名〕		生年月日 年 月 日生			
住 所 〔法人にあつては、主たる事 務所の所在地〕		電話番号 ()			
風 俗 案 内 所	ふ り が な				
	名 称				
	所 在 地	電話番号 ()			
廃 止 年 月 日		年 月 日			
廃 止 の 事 由					
※ 同時申請の有無		① 有 ② 無	※ 受理警察署長		

- 備考 1 ※印欄には、記載しないこと。
2 所定の欄に記載できない場合は、別紙に記載の上、これを添付すること。
3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第3号様式（第4条関係）

		※ 受理 年月日		※ 受理 番号	
風俗案内業変更届出書					
年 月 日					
岐阜県公安委員会 様					
届出者 住所 氏名 〔法人にあつては、その名称及び所在地〕					
岐阜県風俗案内業の規制に関する条例第6条第2項の規定により届け出ます。					
ふりがな					
氏名 及び生年月日 〔法人にあつては、その名称 及び代表者の氏名〕		生年月日 年 月 日生			
住所 〔法人にあつては、主たる事 務所の所在地〕		電話番号 ()			
風俗案内所	ふりがな				
	名称				
	所在地	電話番号 ()			
変更年月日		年 月 日			
変更事項		新		旧	
変更の事由					
※ 同時申請の有無		① 有 ② 無	※ 受理警察署長		

- 備考 1 ※印欄には、記載しないこと。
 2 所定の欄に記載できない場合は、別紙に記載の上、これを添付すること。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第4号様式（第10条関係）

岐阜県風俗案内業の規制に関する条例第6条第1項の規定による届出をした風俗案内所です。

名称



- 備考 1 大きさは、縦20センチメートル、横40センチメートル以上とする。
- 2 縦書きでも差し支えない。（その場合の大きさは、縦40センチメートル、横20センチメートル以上とする。）
- 3 「○○○○○」には、条例第6条第1項の規定による届出をした風俗案内所の名称を記載すること。

（表）

身 分 証 明 書		第 号
写 真	官 職	
	氏 名	
<p>上記の者は、岐阜県風俗案内業の規制に関する条例第16条第2項の規定により立入検査を行う警察職員であることを証明する。</p>		
年 月 日		
岐阜県公安委員会		印

（裏）

<p>岐阜県風俗案内業の規制に関する条例（抜粋）</p> <p>（報告徴収及び立入検査）</p> <p>第16条 略</p> <p>2 警察職員は、この条例の施行に必要な限度において、風俗案内所に立ち入り、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。</p> <p>3 前項の規定により警察職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第16条第2項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者</p>

備考 用紙の大きさは、縦5.5センチメートル、横8.5センチメートルとする。